

お 知 ら せ

道発注工事における社会保険等未加入対策について 二次以下の下請負人を含め、社会保険等加入者に限定

道においては、平成28年度から、道発注の建設工事において、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入建設業者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険の加入をさらに促進するため、二次以下の下請負人についても、平成30年4月から、原則、社会保険等加入建設業者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

1 建設工事請負標準契約書式（契約書）の改正内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけることとしました。 (第3条関係)

- 受注者は、契約の締結後14日以内に設計図書に基づき、工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 二次以下の下請人を含む社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととしました。(第6条の2関係)

- 受注者は、次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務のない者を除く）を下請人としてはならない。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ただし、2次以下下請負人については、特別な事情があると発注者が認めたとき、又は、発注者が受注者に対して届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該書類を提出した場合を除く。

2 施行年月日

平成30年4月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

3 その他

社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合、契約違反を行った受注者に対し、指名停止や工事施行成績評定の減点を行います。

なお、ペナルティの適用については、平成30年10月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

- 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm>)